

多摩市永山キャラクター永どん利用申請書

申請日 年 月 日

多摩市永山キャラクター永どんを利用したいので、下記のとおり申請します。

| | | | | |
|-----|-----|-----|--------|---|
| 申請者 | 氏名 | | | 印 |
| | 屋号 | | | |
| | 住所 | 〒 | | |
| | 連絡先 | TEL | E-Mail | |

| | | | |
|---|--------------------------|---------------|-------|
| 使用される媒体・商品の名称 | サイト等の場合はURLも書いてください。 | | |
| 具体的な利用目的 (※1) | | | |
| 販売・利用場所 (当てはまる番号に○をつけ販売・利用場所を詳しく記載してください。) | 1 多摩市内 | 2 多摩市内および多摩市外 | 3 その他 |
| | 紙媒体の場合は発行部数・配布方法もお書きください | | |
| 利用・掲載期間 (※2) | 年 月 日 | から | 年 月 日 |
| 永どんの名前・ 許諾番号の記載場所 | | | |

※1 利用目的の更新・変更などの手続きは速やかに行なってください。書かれた目的以外の利用は固く禁じます。

※2 利用期間は予定でも可。利用期間の更新・変更などの手続きは速やかに行なってください。

期間終了後の使用は固く禁じます。

添付書類

- (1) 利用する物件(商品)の見本・概要(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)
- (2) 企業、団体等の概要書(パンフ等) 個人の場合はプロフィール

上記申請をもって、下記の利用要綱に同意したものとします。

利用要綱

1. ロゴ・キャラクターを、許諾を受けた物件のデザインとして利用することができます。ただし、キャラクターを用いた商品の利用に際して、許諾番号(「©永どん #●●●●」又は「©nagadon #●●●●」)を、その商品、包装等に明示してください。また、完成品(困難な場合は写真等)を提出してください。
2. 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
3. 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、永どんサポーターズクラブは一切の責任を負いません。
4. 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
5. 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、利用者に対し是正を求めるための警告を行います。
6. 利用者が、上記の警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
7. 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。
また、取り消しにより利用者に生じた損害について、永どんサポーターズクラブは一切の責任を負いません。
8. ロゴ・キャラクターの適切な利用を図るため、利用の状況、利用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
9. 多摩市永山キャラクター永どん利用規程は、必要に応じて変更することがあります。